

羽咋市商工会で斡旋している主な金融制度一覧表

※()は据置期間

作成: 令和3年6月3日

制 度		名	融資対象・資格	融資限度額	融資期間	利 率(年利)	保証協会	保証人・担保	主な必要書類	申込締および融資決定
日本政策金融公庫 (国民生活事業) TEL076－263－7191		普通貸付	事業を営む個人又は法人	4,800万円 ※特定設備 7,200万円	運転 7年(1年) 設備 10年(2年) 特定設備 20年(2年)	(基準利率) 2.06～2.45% ※融資期間や担保・保証人の有無により、上記金利が変わります	任意	要相談	決算書(2期分) 試算表(6ヶ月経過の時) 商業登記簿謄本(法人) 設備見積書・営業許可証 等	面接調査等を経て融資決定
		経営改善貸付 マル経融資	商工会の会員として指導を受けている小規模事業者	2,000万円	運転 7年(1年) 設備 10年(2年)	1.21%	なし	・無担保 ・無保証人	決算書(2期分) 試算表(6ヶ月経過の時) 商業登記簿謄本(法人) 設備見積書・営業許可証 等	毎月20日頃に申し込みを締め切り、月末までに審査し、公庫に推薦(決定まで約1週間必要)
		小規模事業者経営 発達支援資金	経営発達支援計画を受けた商工会から事業計画の策定・実施を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者	7,200万円 うち運転資金4,800万円	運転 8年(2年) 設備 20年(2年) ※従業員5人以下は、 据置3年	特利A 1.66～2.05% 特利U 1.56～1.62% ※令和3年1月26日現在	なし	・任意 (日本政策金融公庫との協議による)	経営計画書・決算書(2期分) 試算表(6ヶ月経過の時) 商業登記簿謄本(法人) 設備見積書・営業許可証 等	面接調査等を経て融資決定
	小口零細融資	零細分	従業員20名(5)以内の小規模事業者	2,000万円(ただし、既利用の保証協会の保証付融資残高を含め、2,000万円以内	運転 5年(1年以内) 設備 7年(1年以内)	1.70%	必須:0.13～1.34%	・原則無担保	・決算書(2期分) ・所要資金の根拠資料(見積書、カタログ等) ・商業登記簿謄本(法人) ・建物平面図等(設備資金有の場合) ・許認可関係を証明する書類 ・その他商工会が指示する書類	認定は随時受付事前 に取扱金融機 関の承諾が必要
		創業者支援分	新たに小規模事業者として開業するもの (創業後1年未満を含む)				1.50%			
		女性・若者・シニア 支援分	女性・若者(29歳以下)・シニア(55才以上)の者による開業							
		過疎地域創業者 支援分	事業の主たる場所が過疎地域等であるもの							
	小口融資	一般分	商工会の指導を受けている事業者で、従業員40名(10)以内のもの	2,000万円(特別分 2,000万円 当座貸越分500万円)	運転 5年(1年以内) 設備 7年(1年以内)	1.75%	必須 保証協会の定める率 0.13～0.19%	・原則無担保	決算書(3期分) 申告書・科目明細も添付 試算表(6ヶ月経過の時) 商業登記簿謄本(法人) 営業許可書、設備見積書	毎月20日頃に申し込みを締め切り、月末までに決定月によって審査日が異なるので事前に確認のこと
		特別分	従業員20名(5)以内のもの	ただし、一般分、特別分、当座貸越分及び小口零細融資(零細分)の合計で2,000万円以内	運転 5年(1年以内) 設備 7年(1年以内)	1.70%	必須 保証協会の定める率 0.50% NPO法人の場合は0.40%	・原則無担保 ・無保証人		
		当座貸越分	小口融資利用者のうち、一定の財務要件を満たすもの		2年以内(更新可能)	変動2.00%	必須 保証協会の定める率 0.13～1.19%	・原則無担保	納税証明書	
	創業者支援融資	一般分	新たに中小企業者として開業するもの(創業後1年未満を含む)で、小口零細融資(創業者支援分等)の融資残高を有しないもの	2,000万円(運転1,000万円) 【創業支援プログラム対象企業等の場合】 4,000万円(運転資金2,000万円) 事業着手前 の場合は、3,500万円(運転資金2,000万円) ただし、小口零細融資(創業者支援分等)との合計で4,000万円(運転資金2,000万円)以内	運転 5年(1年以内) 設備 7年(1年以内)	1.70%	必須 保証協会の定める率 0.13～1.19% 創業関連保証・創業等 関連保証利用の場合は0.50%	・原則無担保	・住民票(法人の場合は商業登記簿謄本及び代表者の住民票) ・所要資金の根拠資料(見積書、カタログ等) ・許認可書等の写しまたは取得見込みを証する書類 ・石川県信用保証協会に提出する予定の「創業・再挑戦計画書」の写し(開業前の場合) ・試算表(開業後の場合) ・移住創業者利子補給金認定申請書(要件に該当する者) ・その他商工会が指示する書類	認定は随時受付事前 に取扱金融機 関の承諾が必要
地域商工業活性化融資	一般分	工場、店舗等の新增設や機械設備を導入する中小企業者	設備 5,000万円(特認2億円)	15年(2年以内)	1.80% 付保1.40 % 期間10年超は変動1.95% 付保1.55% ※産学・産業間連携支援分、子育て環境改善分、女性就業促支援分は1.60% 付保1.20% 期間10年超は変動1.75% 付保1.35%	任意 保証協会の定める率 0.41～1.43%	・金融機関所定	・建物平面図(施設等の新設又は改築の場合) ・決算書の写し(2期分) ・所要資金の根拠資料(見積書、カタログ等) ・商業登記簿謄本(法人) ・営業許可証等 許認可の取得を証明する書類 ・商工会が指示する書類		
	事業承継支援分	事業承継を行うもの法律の規定に基づき、知事の認定を受けた中小企業者の代表個人又は事業を営んでいない個人	事業承継5,000万円(特認2億円) 運転 3,000万円	運転 5年(1年以内) 設備15年(2年以内)	1.6% 付保1.20% 期間10年超は、変動1.75% 付保1.35%					
	商業振興分	大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小企業者で設備投資を行うもの	5,000万円(特認2億円) 運転 1,000万円	運転 7年(1年以内) 設備15年(2年以内)						
	企業活性化支援分	新製品開発や販売促進など前向きな折組をするもの	運転 3,000万円 一般分、商業振興と併用する場合	5年(1年以内)	1.80% 付保 1.40%				決算書の写し(2期分) 商業登記簿謄本(法人)	

羽咋市商工会で斡旋している主な金融制度一覧表

※()は据置期間

作成:令和3年6月3日

制 度 名			融資対象・資格	融資限度額	融資期間	利 率(年利)	保証協会	保証人・担保	主な必要書類	申込締および融資決定
				あわせて2億円					営業許可証 等	
経営安定支援 融資	一般分	売上減少率①最近3ヶ月10%以上 ②最近6ヶ月5%以上 欠損金 ③前期税後引欠損金 ④今期税引前欠損金見込	運転 8,000万円	7年(2年以内)	1.60% 一般付保 1.15% SN付保 1.10%	任意 保証協会の定める率 0.13%～1.19% SN②0.50%、SN⑤0.40%	・金融機関所定	決算書(2期分) 売上減少の場合…試算表 売上減を証明する帳簿類 欠損見込の場合…決算見込書		
	再生支援分	商工調停士又は中小企業再生支援協議会の再生 支援チームの指導を受けているもの	運転 8,000万円	7年(2年以内) 実情に応じ10年以内 (2年以内)	1.20% (7年超の場合変動1.40%)	必須 保証協会の定める率 0.33～1.35%	・原則無担保	上記のほか、市長の認定書 (経営安定関連保証利用 可能なもの)		
	資金繰り支援分	売上減少等により経営の安定に支障 を生じており、保証付き既往債務の 借換えにより資金繰りの改善を図る 者で、経安関連保証利用可能な者	借換、追加事業 8,000万円 (特認2億8千万円)	7年(1年以内) 実情に応じ10年以内 (1年以内)	1.85% (7年超の場合変動1.95%) SN①～④、⑥利用 1.95% SN⑤、⑦、⑧利用 2.05%	必須 SN①～④、⑥利用 0.80% SN⑤・⑦・⑧利用 0.70%	・保証協会所定	上記のほか、市長の認定書 (経営安定関連保証利用 可能なもの)		
	緊急経営安定 支援分	売上高等が減少するもの (売上減少率 最近3ヶ月3%以上)	運転 8,000万円	7年(2年以内)	1.30% 付保 1.00%	任意 保証協会の定める率 0.13～1.19% SN②・④、危機関連保証 0.50% SN⑤0.40%	・金融機関所定	決算書(2期分) 減少・上昇を証明する帳簿類		
新型コロナウイルス感染症 経営改善支援特別融資 取扱い/R4.3.31まで			新型コロナウイルス感染症の発生に起因し、 最近1か月で15%以上の売上高等減少等 (経営安定関連保証または、危機関連保証の 利用が可能なもの)	4,000万円	10年以内(5年以内)	1.00%	必須 保証料免除	・金融機関所定	住民票又は商業登記簿謄本 決算書(2期分) 市納税証明書 設備見積書	市町の認定書の写し及び借入申込 書の写しに計画書を添えて金融機 関経由で石川県信用保証協会に申 し込む。
羽咋市経営支援融資 取扱い/R4.3.31まで			市内で1年以上の事業継続者	運転 1,000万円 設備 1,500万円	運転 5年 設備 7年	1.22% ※R3.4.1現在(半期ごとに見直す)	任意	・金融機関所定	住民票又は商業登記簿謄本 決算書(2期分) 市納税証明書 設備見積書	認定は随時受付事前に取り扱金融 機関の承諾が必要
羽咋市経営支援利子補給制度			前年同期比売上減	上記融資額の1%	—	—	—	—	売上額減少を証明するもの	市商工観光課(金融機関)

- 〔注意〕①ここに記載の制度は、商工会で斡旋している制度のなかで、とくにご利用の多いものを選びました。これ以外にも制度はたくさんありますので、そのつどお尋ねください。
- ②表中の「小規模事業者」の定義は、常時使用従業員数が商業・サービス業は5人以内、それ以外の業種は20人以内の事業所になっています。
- ③融資対象、融資額、期間、利率、担保、保証料等について細かく分けられている制度は、標準的なものを表に記載しました。
- ④申込に必要な書類は、最低必要なものを記載しました。これ以外にも提出・提示を求められることがあります。